

## 水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第1号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和3年4月22日付け情個審答申第1号に係る答申の内容を公表する。

令和3年5月6日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 古屋 等

### 答申の内容の公表

#### 1 審査会の結論

令和2年8月6日付け廃対第152号で全部開示とした保有個人情報に係る訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、不訂正とした処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、令和2年7月28日付けで水戸市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条の規定により同年4月21日の不法投棄に関する通報をした内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、令和2年8月6日付け廃対第152号で本件開示請求に係る保有個人情報として不法投棄等通報受付票及び不法投棄等処理票（以下「受付票等」という。）を特定して条例第18条第1項の規定により全部開示決定処分（以下「本件開示決定」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和2年9月9日付けで条例第26条の規定により本件訂正請求を行った。
- (4) 実施機関は、令和2年9月15日付けで条例第28条第2項の規定により本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、令和2年11月16日付けで審査請求書及び補正書を提出した。
- (6) 実施機関は、令和3年1月12日付けで弁明書を作成し、同日付けで審査請求人に通知した。
- (7) 審査請求人は、令和3年1月20日付けで反論書を提出した。
- (8) 実施機関は、令和3年2月17日に本審査会に諮問した。

#### 3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨 通報人そして目撃者にもかかわらず、廃対第182号により訂正しなかったことに審査請求するものである。本件処分の取消し及び訂正を求める。
- (2) 理由 審査請求人の主張は、審査請求書、補正書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。
  - ア 本件訂正請求に係る不法投棄等処理票の内容は、事実と異なるものである。審査請求人は、通報者であり、目撃者であるから、これ以上の証人、証拠はない。
  - イ 廃棄物対策課は、審査請求人の主張を認めなかった。

実施機関は、現場には不法投棄された物がなく、事実を確認できなかったと主張する。しかし、

令和2年4月21日の通報当時、現場には配電盤とレンガ石が投棄されていた。配電盤は、警察が回収したことから、調査をすれば確認ができるはずである。レンガ石は、同月17日から同年10月8日までの間公道に放置されていた。このことについて、実施機関は、再確認をしてしない。

不法投棄があったことは審査請求人が目撃しており、事実であるから、再度調査をして、明確にすべきである。

ウ 審査請求人は、実施機関の職員に電話で「本人は不法投棄を認めましたか」と聞き、当該職員は、「私の物ではありませんが、邪魔になったからここに置きましたと言っていた」と答えた。審査請求人は、「それならば、地主に報告しなければならぬだろう」と伝えた。実施機関は、この一連のやり取りについて記録すべきであり、また、実際に現場を調査したが物はなかったということについて証拠を出すべきである。

エ 本件処分により不法投棄に関する法的権利を侵害された。

#### 4 実施機関の主張

(1) 令和2年9月9日付けで訂正請求をした不法投棄等処理票の内容が事実と異なるものであるとの主張は、否認する。

ア 受付票等に係る保有個人情報、実施機関が不法投棄事案において行為者、土地の所有者等に不法投棄物を適切に処分するよう指導するため、必要に応じて通報者と連絡を取ること、及び不法投棄事案への対応や傾向、通報の件数を把握することを目的として保有しているものである。そのため、受付票等には、通報内容や行為者の言い分等の一言一句を漏れなく録取するわけではなく、通報者等から聞き取った不法投棄事案の対応に係る必要な情報のみを記載している。

本件訂正請求を受けて、実施機関では、担当者を含めた複数の職員により受付票等の内容を精査し、受付日、通報者、通報の概要等について受付票等に誤りなく適切に記載がされており、受付票等に係る保有個人情報の利用目的に沿って作成されたものであることを確認した。その内容は、次のとおりである。

令和2年4月21日の通報について、通報を受けた実施機関の担当者は、審査請求人が「行為者が道路脇に置いてあった廃棄物を畑に捨てたのを目撃した」、「その後、元の場所に戻したが、警察が落し物として回収していったようだ」などと述べたことを同日に不法投棄等通報受付票に記載するとともに、補助資料として地図上に審査請求人から聞き取った不法投棄のおよその場所を記載した。

また、実施機関は、不法投棄物が現に存在する場合に現場確認を行い、特定できた行為者、土地の所有者等に適切に処分するよう指導を行うことが通常である。本件については、不法投棄物は既に回収されたとの通報であり、不法投棄物が回収された後では不法投棄物及び行為者を特定する証拠を現認することはできず、不法投棄の事実を証明することはできないと判断した。そのため、通報受付後の現場確認は行わない方針として、不法投棄等通報受付票には、通報事実を偽りなく記載した上、「対応不要」と記載した。なお、審査請求人は、自身が不法投棄を目撃しており、不法投棄物は警察により回収されたが物として存在していることから不法投棄は事実であると主張しているが、実施機関は、不法投棄物を現認できない現状から不法投棄の事実を証明することができないと判断し、対応不要事案として処理し、その旨を記録したものである。

令和2年4月27日の通報について、通報を受けた実施機関の担当者は、審査請求人から、同月

21日に通報した不法投棄事案について「現場を確認したか」及び「土地の持ち主に確認してから行為者に指導するべきだ」と強く要請されたことを同月27日に不法投棄等処理票の「申立の概要」欄に記載した。また、審査請求人とのやり取りにより、現に不法投棄物は存在しないとの証言を再度得たが、要請を受け入れて同日、現場確認を行った。その結果、審査請求人の通報のとおり不法投棄物は存在せず、行為者を特定することもできなかった。そのため、同日において、不法投棄等処理票にその旨を記載し、事案の処理を終結とした。

審査請求人は本件訂正請求において、令和2年4月27日の通報の際、審査請求人から実施機関に対する「現場を確認し、行為者は不法投棄を認めたか」及び「地主にこのことを伝えたのか」との問いに対して、実施機関がそれぞれ「私物ではないが、畑に置いた」及び「伝えていない」と回答したと主張している。しかし、審査請求人の問いがあったことは認めるが、当該問いに対しては、回答していない（なお、実施機関は、弁明書において、審査請求人の主張する内容については同人から一切聞いていない旨の弁明をしたが、「現場を確認し、行為者は不法投棄を認めたか」という旨の発言があったことは認める。）。

また、通常の業務手順として、指導を行う前には現場確認を行い、特定できた行為者、土地の所有者等に対して指導を行うものであるから、同日の通報受付時点のように現場確認を行っておらず、不法投棄の事実も行為者も特定できていない状況で、実施機関の担当者が審査請求人に対して、行為者に接触したかのような回答や土地所有者への連絡の有無について回答する理由も必要性もない。実施機関の担当者は、本件に関する通報内容及び対応状況の事実について、不法投棄等処理票に偽りなく記載したものである。

以上のことから、受付票等の記載内容は、保有個人情報の利用目的に沿って上記の事実を記載したものであり、当該事実の記載に誤りはない。

イ 審査請求人は、本件訂正請求の際に写真を提出しているが、いずれの写真も、不法投棄等処理票に令和2年4月27日の通報の内容として記載された部分が虚偽であるとする審査請求人の主張内容を裏付けるものとはいえず、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実と異なるものとは認められない。

- (2) 廃棄物対策課は事実と異なるものとして認めなかったとの主張は認める。実施機関が、事実と異なるものとして訂正を認めなかった理由は、(1)ア及びイのとおりである。
- (3) 本件処分により不法投棄に関する法的権利を侵害されたとの主張及び補正書記載の主張は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び有害物質等についての主張であり、本件処分に関するものではない。
- (4) 以上のとおり、本件処分に違法不当な点はないことから、本件審査請求には理由がなく、棄却すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 訂正請求権について

条例第25条は、正確でない保有個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることを定めるものである。

### (2) 対象保有個人情報の特定について

本件訂正請求の対象となる保有個人情報（以下「対象保有個人情報」という。）は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人の本件開示請求に対して実施機関から提示された自己を本人とする保有個人情報であることから、条例第 25 条第 1 項第 1 号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

また、対象保有個人情報は、本件開示決定により開示された保有個人情報のうち、不法投棄等処理票の申立ての概要欄の令和 2 年 4 月 27 日の部分であることについて、当事者間に争いはない。

### (3) 訂正の要否について

訂正請求制度は、条例第 5 条の規定による正確性のため、保有個人情報に本人が関与しうる制度として設けられたものであり、条例第 27 条において、訂正請求に理由があると認めるときは、実施機関が、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めている。当該規定は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものであるから、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

審査請求人は、対象保有個人情報について、「①「現場を確認し、行為者は不法投棄を認めたか」と審査請求人は実施機関の職員に尋ねた。②当該職員は、行為者は「私物ではないが、畑に置いた」と証言したと回答した。③審査請求人が「地主にこのことを伝えたのか」と尋ねると、当該職員は「伝えていない」と返事をした。」と訂正するよう求めているので、それぞれ訂正の必要性について検討する。

#### ア 訂正請求の内容①について

本審査会が調査したところ、審査請求人が「現場を確認し、行為者は不法投棄を認めたか」と実施機関の職員に尋ねたことは、事実である。

この点について、対象保有個人情報の利用目的は、本件開示決定に係る全部開示決定通知書によれば、「不法投棄に関する相談記録を適正に管理するため」である。当該利用目的に照らせば、不法投棄等処理票は、不法投棄に関する相談について必要な事項を記載し、相談事案の管理やその後の処理等の内容を記録として残しておくことを目的とするものであると考えられる。このような不法投棄等処理票の性格からすれば、不法投棄等に関する相談事案における当事者の対応状況や相手方の要望等を詳細に記載することが要求されている文書とは認め難く、むしろ担当者の事務処理に必要な範囲内で記載されるべき文書と認められる。

そのため、不法投棄等処理票に何を記載するかについては担当者に一定の裁量があるというべきであり、記載された内容が当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、条例第 27 条に基づく訂正義務が生じるものではないと考える。

本件不法投棄等処理票の申立ての概要欄の令和 2 年 4 月 27 日の部分には、通報者の申立ての内容として、「現場を確認したか。」という記載がある。これは、審査請求人が訂正を求める「現場を確認し、行為者は不法投棄を認めたか」と審査請求人が尋ねたという内容と矛盾するものではなく、担当者が事務処理に必要な範囲内で申立ての内容を記載したものと認められる。

したがって、①について、訂正請求に理由があると認められるときに該当するとはいえず、訂正の必要は認められない。

#### イ 訂正請求の内容②及び③について

通報時の実際のやり取りがどのような内容であったかについて、通報内容が録音されていない

ため正確に確認することはできないが、本審査会が審査請求人及び実施機関の主張に基づき調査検討したところ、実施機関の職員が現場を訪れたのは、令和2年4月27日の通報後であったことは、双方に争いが無い。また、通常の業務手順として、指導を行う前には現場確認を行い、特定できた行為者、土地の所有者等に対して指導を行うものであるという実施機関の主張には、特段不合理的な点はない。そのため、現場確認を未だ行っていない同日の通報時点において、実施機関の職員が現場を訪れて行為者等と会話をしたことを前提とした②及び③のやり取りがあったとは認められない。

なお、前述のとおり、不法投棄等処理票に何を記載するかについては担当者に一定の裁量があるというべきであり、当該文書の性格に照らして許容される範囲内のものであれば、訂正義務は生じない。②及び③の内容は詳細な受け答えの内容であり、当該文書が詳細なやり取りまで記載することを要求する性質のものではないことから、仮に②及び③のやり取りがあったとしても、訂正の必要があるとは認められない。

したがって、②及び③について、訂正請求に理由があると認められるときに該当するとはいえ、訂正の必要は認められない。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、実施機関が実際に現場を調査したが物はなかったということについて証拠を出すべきであると主張するが、当該主張は、訂正・不訂正の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

イ 審査請求人の不法投棄に関する法的権利を侵害されたとする主張は、個人情報取扱いに関するものとは認められないため、本審査会の判断権の及ぶところではない。

#### (5) 結論

以上のとおり、本審査会は、本件処分において不訂正とした部分について、訂正請求に理由があると認められないことから、本件処分は妥当であると判断する。